

関西学院大学価値共創研究センター ワーキング・ペーパー 編集規則

2021年8月1日

(目的)

- 第1条 この規則は、関西学院大学価値共創研究センター（以下「本センター」）において、ワーキング・ペーパーの編集、発行等に関する基本的事項を定めることを目的とする。
- 2 ワーキング・ペーパーの編集発行等に関する一切の業務は、編集委員会が担うものとする。
- 3 編集委員会は、センター長（編集委員会委員長）、センター副長2名、および、センター長が指名した若干名（3名以上とする）で構成する。

(内容)

第2条 ワーキング・ペーパーの内容は、公共部門あるいは民間部門の価値創造や価値共創に関連するものとする。また、ワーキング・ペーパーの趣旨にのっとり、未刊行かつ他誌に投稿中でないものに限定する。

- 2 ワーキング・ペーパーは研究成果や研究プロセス等を論述した内容とする。

(ワーキング・ペーパーの投稿資格等)

第3条 投稿者は、本センターの研究者あるいは客員研究者でなければならない。

- 2 共同執筆の場合は、少なくとも1名が本センターの研究者あるいは客員研究者であり、その研究者等が主導する研究（第一著者）であることを要する。
- 3 投稿原稿の執筆は、別途定める「関西学院大学価値共創研究センター ワーキング・ペーパー 執筆規則」に基づかなければならない。

(投稿の言語)

第4条 投稿の言語は、日本語あるいは英語とする。

(投稿の締切り)

第5条 ワーキング・ペーパーの原稿は随時、編集委員会に提出できるものとし、投稿の締切りに関し必要な事項は、特に定めない。

(ワーキング・ペーパーの受理)

第6条 ワーキング・ペーパーの掲載の可否（受理）は、編集委員会委員長が編集委員会の構成員の意見を参考に決定する。また、掲載に際して、編集委員会委員長から修正を求められることがある。

(ワーキング・ペーパーの通し番号)

第7条 前条の規定により受理したワーキング・ペーパーには、その順番に通し番号を付ける。

- 2 前項の通し番号は、2021年8月1日以後、発行日順に付与する。

(ワーキング・ペーパーの閲覧および保存)

第8条 ワーキング・ペーパーは以下のセンターのweb上で閲覧可能とする。

<https://www.kgishihara.com/cocreation>

- 2 前項の規定による閲覧web上の保存期間は、本センターの設置期間とする。

(著作権の帰属)

第9条 ワーキングペーパーの著作権は、関西学院大学価値共創研究センターに帰属する。
ただし、その論文の著者は、編集長の許諾を得て、許諾された利用方法及び条件の範囲内において、その著作権を利用することができる。

2 ワーキング/ペーパーが学会において報告される場合、もしくは学術雑誌その他刊行物に投稿・掲載される場合、著者はこれらの場合において投稿論文が関西学院大学価値共創研究センターワーキングペーパーである旨を記載しなければならない。

(著作権違反に対する責任、守秘義務等)

第10条 ワーキング/ペーパーの執筆において引用する図表等の著作権に関する諸問題は、執筆者の責任において処理する。

2 執筆者がワーキング・ペーパーの作成に使用するデータや情報に関するリサーチサイトとの守秘義務上の諸問題は、執筆者の責任において処理する。

(ワーキング・ペーパーの取扱い)

第11条 提出されたワーキング・ペーパーの原稿は返却しない。

2 ワーキング・ペーパーに関する投稿等の諸費用はすべて投稿者の負担とする。

3 ワーキング・ペーパーの投稿料は無料とする。

(規則の改定)

第12条 本編集規則の改定は、編集委員会の承認を得なければならない。

2 本規則は2021年8月1日より有効とする。